令和３年３月15日発行第531号　毎月１回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

3
Mar. 2021
No.531

～2021 行政書士制度 70 周年～
みんなの明るい未来のために
身近な相談相手 行政書士

栃木県行政書士会
https://gt9.or.jp/

マスコットキャラクター
アドちゃん
©高井研一郎

栃木県行政書士会会報誌
行政書士
とちぎ
2021年
3月号

CONTENTS

1 目次
2 栃木県行政書士会の動き
2 ○栃木県よろず支援拠点に訪問
2 ○公正証書遺言に関する研修会「改正民法下の遺言について」開催
3 ○『倫理研修会開催』
4 ○債権法改正に係る研修会 ～契約書審査を例に～
4 ○金融商品取引業登録の実務研修会（入門編）
5 申請取次行政書士の動向
6 代理権を行使することで行政書士の社会的地位の向上に努めよう！
8 支部だより
9 栃木県行政書士カレンダー（４月）
9 日行連だより
10 業務情報
12 おじゃましま～す！
13 支局かわら版（栃木）
14 研修会のお知らせ
16 会員の動き

No. 531

今月の表紙

焼森山ミツマタ群生地（茂木町）

写真提供　find47　焼森山ミツマタ群生地
（©小倉 治クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（表示4.0 国際））
を改変して作成　https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/

栃木県行政書士会の動き

栃木県よろず支援拠点に訪問

１月２１日（木）１０時３０分より、栃木県産業創造プラザ（公財）栃木県産業振興センター内なる栃木県よろず支援拠点を訪問しました。

訪問の内容は、行政書士に関する業務説明等です。この日は、会場での参加者とＺｏｏｍによる参加者とで行われました。

栃木県よろず支援拠点チーフコーディーネーター　栃木県中小企業診断士会長　須田秀規氏の挨拶で始まり、当会中小企業支援部　井上尉央副部長により、行政書士に関する業務説明等が次のとおりありました。

【暮らしに役立つ相談】

遺言・相続、契約書、自動車登録、日本国籍取得、土地活用、内容証明・公正証書・その他

【ビジネスに役立つ相談】

外国人雇用関係、法人関連手続・会計記帳、許

認可申請書、中小企業支援、知的資産・知的財産、電子申請・電子申請調達

最後に参加者の質疑応答が行われました。この日の参加者は、中小企業支援部３人を含め計２５名。改めて行政書士の業務の広さを知る貴重な時間でした。

（中小企業支援部　岡本祐樹）

公正証書遺言に関する研修会「改正民法下の遺言について」開催

１月２２日に市民法務部主催の公正証書遺言についての研修会を宇都宮公証役場の佐藤孝明公証人を講師に招き、「改正民法下の遺言について」と題して開催いたしました。当日は、会員２７名に参加いただき、相続法改正の概要、遺言の意義及び遺言の効力等について講義をいただきました。遺言方式については、普通方式である公正証書遺言、自筆証書遺言及び秘密証書遺言等の各概要と保管制度について民法改正を踏まえた説明をいただき、公正証書遺言においてはその作成過程の特質である「遺言者の遺言の真意の的確な聴取と正確かつ明確な表示」「審査（例えば、公証人の審査権限及び審査義務等）」「立会証人の資格制限」等を他の遺言方式と比較して講義をしていただきました。

遺言事項では、具体的遺言例による債務の承継、葬儀費用及び遺言執行費用等の捉え方と記述方法などを、遺言の執行については、遺言種別（遺言の方式及び保管方法）により取得した権利の証明

また、実務上は法定の遺言事項に属さない事項（①法令の内容の確認的記載②契約等により遺言で定めるとされる事項③遺言の目的、遺言作成の理由又は遺言者の希望等（附言））が記載されることがあり、附言については遺言には詳しく書かず代わりに自筆での手紙を書き封筒に封をして遺言書に同封しておくことにより、争いを防ぐ効果を大きくすることができるとのアドバイスをいただきました。

質疑応答では、公正証書遺言における遺言執行者の報酬について、民法改正により執行事務が増

えていることを踏まえ、見直しが必要になること及び依頼者と協議して、預り金を預かる等の対応が必要になることの説明がありました。

冒頭、公正証書遺言の作成件数を統計的にみると、全国平均で１０年前の約１．５倍（東京は１．６倍）となっているが、栃木県は１０年前を１００とすると９８の状況になっており、需要はあるが取り込めていない状況もあり、公証役場側も対応をしているが、行政書士の方々の協力もお願いしたいとの要請がありました。

なお、今回提供していただいた資料類については、コロナ等の関係で作成途中となっており完成した折には提供していただけるとのコメントがありました。その際には研修会を企画したいと考えておりますので是非参加していただければと思います。

（市民法務部　増山知司）

「倫理研修会」開催

１月２７日（金）１３時３０分から教育会館３階大会議室（新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため）において会員１４名の参加のもと、総務部主幹の倫理研修会が開催されました。

内容は、初めに横山会長から、改正後の行政書士法第一条「この法律は、**・・・寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資すること**を目的とする。」という条文の記述に対しての重み、そしてそこから導かれる業務遂行に際して専門家（国家資格者）としてどうあるべきかというお話がありました。

行政書士としての倫理とは、信用を得るための行動規範であり、国家資格者として行動することについての規範となるもの。また、広く考えれば、人としての行動規範となるものです。受任業務を遂行していくためにどう考え、依頼者に向き合っていくべきか…さらに職務上の請求書の取り扱いについては、安易な使い方をすると人権問題に発展することにもなりかねないとし、注意を呼び掛けながらその重要性についての話がありました。

続いて、昨年に引き続き顧問弁護士である今泉法律事務所の伊藤一弁護士、伊藤幹哲弁護士から、「行政書士の業務における委任の実務」ということをテーマに、委任契約とは何か、業務を進めていく上で注意するべき事について、民法の規定（善管注意義務、報告義務、引渡義務、報酬、委任の解除等）に沿って解説をしていただき、特に業務が終了したときにおける引渡義務、預かった書類の返還義務等注意すべき点等の話がありました。さらに他士業業務における問題等の事例を挙げ、それらの問題点についての話もありました。

委任契約において重要な点として、行政書士（専門家）として業務を請けるにあたって、依頼人は何を望んでいるのかを十分に聞き取り、どこまで遂行したら成果なのかということの取り決めをしておくことやそれらを基に発生する報酬に関して、見積もりの提示をすることはこれらの要素は特に大切なことです。さらに業務完了までの期間が長期にわたる場合は、その進捗状況を依頼者に伝え、事後トラブルが起きないような対応が必要であることを強調していました。

後半では「職務上請求書」というテーマで、日行連が作成したＤＶＤを視聴しての研修でした。

特に職務上請求書の使用に関しては、その記載方法について詳細な解説があり、案件ごとの使用の可否などについても事例等に基づき詳細に解説していました。さらに、**職務上請求書は、職務上必要がある場合に限り使用できるもの**とされてお

り、**限られた資格者にのみ認められた制度であることを**十分認識し、適正使用及び厳格な取り扱いに努めていただきたいと解説していました。

行政は人権行政であり、行政書士は当然にその人権行政にかかわっていくことになるのであり、人権実現という課題が根底にあり業務を貫いているのであることを十分に認識し、時代の流れと共に日々研鑽し、より高いスキルをもって業務にあたる必要があると感じさせられる研修となりました。

最後に、この研修は「倫理研修規則」に基づくもので、**「５年ごとに受講をするように努めなければならない」**とされていますので、積極的に受講されますことをお願いいたします。なお、新規登録された会員については登録年度の研修を受講するように努めなければならないとされていますので積極的な参加をお願いいたします。

（総務部　中三川浩志）

債権法改正に係る研修会 ～契約書審査を例に～

２月８日（月）１４時から１６時１０分まで栃木県教育会館において、一部例外を除いて昨年４月１日に施行された改正民法、特に債権法に関する研修会が２６名の会員の出席の下開催されました。

今回は、本会顧問であります今泉法律事務所の伊藤幹哲弁護士に講義していただき、また、長年の弁護士経験を踏まえてオブザーバーとして出席いただきました、伊藤一弁護士には補足説明をお願い致しました。

本研修においては、売買契約書、店舗賃貸借契約書、金銭消費貸借契約書、オンラインショッピング利用規約の変更前、変更後の例を基に解説いただきました。

私たち行政書士が、依頼を受ける頻度が高いと思われる売買契約書を例にとると、作成する上で特に重要な点は、売主が負う担保責任が瑕疵担保責任から契約不適合責任（改正民法５６２条～５６８条、５７０条）へ変わったことです。

その他改正条項を変更前と変更後を対比させて講義いただきました。講師より、本研修で記憶に留めておいてほしいこととして、①何のために契約するのか②何ができなくなると致命的なのか③商品に特徴はあるのか④どうして契約することになったのか等を依頼者から詳細に聴取し、契約書に記載するようにとの話がありました。

街の法律家として、私たちは依頼主の意向に沿ったひとりひとりのオリジナルな契約書を作成しなければなりません。そのためにも、改正事項に関し、改正前と改正後の条文の理解に努めていただきたいと思います。

（市民法務部　大橋勝典）

金融商品取引業登録の実務研修会（入門編）

２月１９日（金）１３時３０分から、中小企業支援部主催の表記の研修会をオンライン配信方式にて実施しました。講師は中小企業支援部専門員である小倉純一会員にお願いしました。

冒頭の講話より、金融関連許認可の業務は非常に難解かつ困難を極めるものであるとの洗礼を受けました。しかし、研修受講中には、逆に行政書士としては非常に身近な業務であると思い至りました。筆者は過去に貸金業登録届を県に提出したことや、地元商工会議所の振興委員活動にて商店会等での商品券発行に参画した経験があります。今回の研修にて漠然としていた金融関連許認可の

法的知識を整理させていただきました。

たしかに、栃木県内において金融商品取引業登録手続を専門として行政書士業務をやっていくのは難しいことかもしれません。しかし、この業務に関する法的基礎知識が有るや否やで、今後も中小企業支援業務に取り組もうとする会員にとっては、非常に有意義な研修会であったと思います。

残念ながら、「Ｚｏｏｍ」の画面上では研修会担当者を含めて参加者が１５名でした。現在のコロナ感染症拡大の事態が改善されるまで、今後も中小企業支援部では、オンライン配信方式の研修会を実施する予定です。研修会の参加人数を一層増加させるためにはどうしたらよいのか。研修会の開催方式や内容等に関して、会員の皆様のご意見・要望を中小企業支援部にお寄せいただければ幸いに存じます。

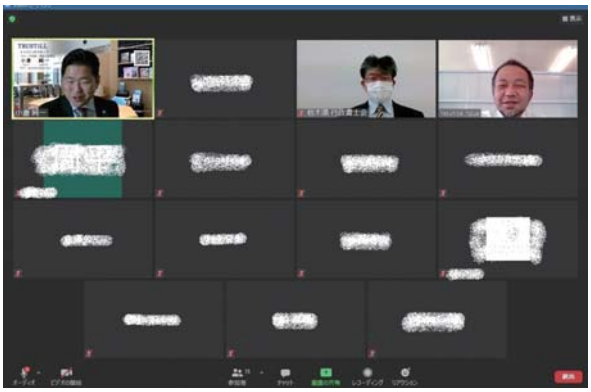

（中小企業支援部　毛塚勝行）

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（２月）	２名
更新申出（２月）	２名
申請取次行政書士（２月末現在）	１４３名

◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日行連の研修会は令和３年度も引き続き、ＶＯＤ（ビデオ・オン・デマンド）方式の開催予定です。開催月等の概要は、日行連ホームページと「日本行政」３月号および４月号に掲載されますので、受講を希望される方は随時、ご確認をお願いします。

◇実務研修の修了証書の代わりに「理由書」で更新手続きをされた方は、実務研修会（現在はＶＯＤ）を受講し、「修了証書」を提出する必要があります。「理由書」提出による受講猶予措置も当面の間、継続します（現在は令和３年度中までに有効期限を迎える方が対象）。

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ―【会員専用】ページ―各種申請様式―申請取次行政書士―申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：３月３１日（水）　受付日：４月１４日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月１５日です。
（更新手続きは有効期限の２ヶ月半前から受付できます。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

【ご注意】顔写真は、写真館、カメラ店または証明写真機で撮影したもの。（ご自分で撮影し家庭用プリンターで印刷したものは、影が入ったり、鮮明でないものがあり、入管で受付できないことが多いため）※証明写真機の場合は髪で目が隠れたりしないようにご自身でよくご確認ください。また、証明写真機の場合は頭の先からあごの先まで入りきらないことが多いのでカメラ店等で撮影することをお勧めします。

～制度推進部より～

代理権を行使することで
行政書士の社会的地位の向上に努めよう！

代理権行使の推奨その３です。今回は農地法の許可手続きについて例示します。ＨＰの許可申請書をダウンロードし、３条、４条、５条の各申請書に、ご自身の事務所とお名前を入力すれば後は物件を入れるだけです。これも当初は農振事務所許可扱いだけであったものを、県に倣って各市町においてもこのような扱いにしていただきたいとお願いして、現在ではほとんどの移管された市町で代理申請ができるようになっています。委任状に許可手続きに関する一切の件と記載することにより、経過報告書や完了報告書まで済んでしまうところもあります。農地法の許可書にそのまま代理人の記載が載っていますので、どの行政書士が関与したのか明確です。これらは行政書士の知名度を上げ、責任の所在が明確になります。

会員個人個人が行政書士として栃木県行政書士会全体の広報を担っているという認識をもって業務に当たれば、より社会に行政書士の名称が浸透することになるものと思います。

皆様のご協力をお願い致します。

【現在、代理権による申請が認められているもの】
・建設業許可申請等（県・監理課）
・開発行為許可申請等（県・都市計画課）
・産業廃棄物収集運搬業許可申請等（県・廃棄物対策課）
・宅地建物取引業免許申請等（県・住宅課）
・農地法許可申請書（３条～５条）（農業委員会）

【今月の例示＝農地転用許可申請】
※申請書例

（様式第１－２号）

申請年月日
（元号）　年　月　日

農地法第５条第１項の規定による許可申請書

栃木県知事
（　　農業振興事務所長）　様

譲渡人
（賃貸人）

譲受人
（賃借人）

代理人　□□□市□□町□丁目□番□号
行政書士　□　□　□　□
連絡先　○○○－○○○－○○○○

職印

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を（設定・移転）したいので、農地法第５条第１項の規定により許可を申請します。

１　当事者の氏名、住所及び職業			
フリガナ（カタカナ）		職業	
譲渡人 （賃貸人）			
住　所		電話　（　　）	

※委任状例

委　任　状

行政書士証票登録番号

第********号

栃木県□□□市□□町□丁目□番□号

行政書士　□□　□□

電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

私は、上記の行政書士を代理人と定め、下記に係る農地法第５条第１項の規定に基づく許可申請手続きに関する一切の権限を委任する。なお、委任者たる転用実行行為者は、代理人行政書士が作成した転用許可申請書の記載事項を了解した。

記

1. 土地の表示：栃木県×××市××町×××番地××
2. 転用の目的：〇〇〇〇
3. 権利の内容：所有権の移転

令和　　年　　月　　日

委任者

譲渡人

住所　〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名　〇〇　〇〇　　㊞

譲受人：転用実行行為者

住所　△△市△△町△番地△△

氏名　△△　　△　　㊞

支部だより

【佐　野】

佐野支部研修会開催

２月１６日（火）１３時１５分より佐野支部研修会がＧｏｏｇｌｅＭｅｅｔを使用したリモート形式にて開催されました。支部会員合計１４名が参加しての開催になりました。

今回の研修会では令和２年７月に制度化されました自筆証書遺言の保管制度について学びました。支部研修会申し込み受付開始と同時に支部会員全員にテキストを配付し、テキストを手元に置きながらの受講となりました。

講義の前半は塩﨑支部長による制度概要の解説、須永相談役から実体験に基づく注意点などの解説、後半は座談形式による相続・遺言全般に関する意見交換を行いました。各会員から普段気を付けている点や今まで携わってきた中で大変だった案件など様々なお話を聴くことができ、活発な意見交換の場となりました。

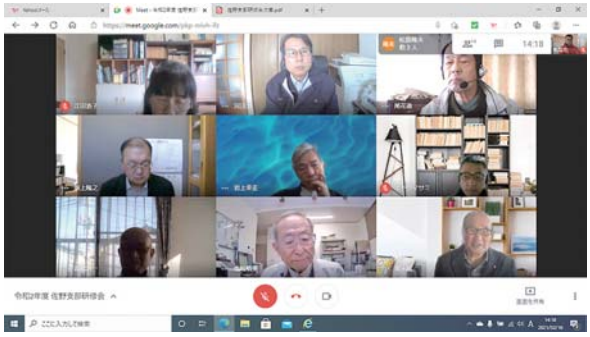

新型コロナウイルスの影響により、理事会に続きまして研修会もリモート形式にての開催となりました。研修会を担当した支部役員全員がリモート形式による研修会の運営が初めてになりますので最後まで滞りなく開催できるかどうか不安な面もありましたが、出席会員に事前に通話テストにご協力していただいたこともあり無事に閉会することができました。今回がリモート初体験という会員も多く、リモートに慣れる・抵抗感を失くす機会を設けることができただけではなく、新しいスタイルによる研修会の開催に新たな可能性を見出すことができましたので大変有意義であったと感じております。研修会終了後にたくさんの労いのお言葉をいただきました。今回の研修会が大変盛況だったのは参加してくださいました会員みなさまのご協力によるものです。有意義な時間を過ごすことができましたことに感謝申し上げます。

（佐野支部　中村光男）

【佐　野】

佐野支部第３回理事会開催

２月２２日（月）１５時より令和２年度第３回佐野支部理事会がオンライン会議にて開催されました。正副支部長、理事、相談役、顧問の合計８名が参加いたしました。

報告事項としまして１月１８日（月）に予定されておりました無料相談会は新型コロナウイルスの影響を考慮して開催を中止したこと、２月１６日（火）にリモート形式による支部研修会を開催したことの説明がありました。

令和３年度の支部定期総会開催方法につきまして議論いたしました。今年度は当初会場にての開催で準備を進めておりましたが、新型コロナウイルスの影響により急きょ書面決議方式による開催に変更した経緯がありますので会場にての開催にするか、書面決議方式にての開催にするか、オンライン形式にての開催にするかにつきまして慎重に議論を行いました。

栃木県内は緊急事態宣言は解除されましたが、佐野市内は公共施設の貸し出しの中止が継続している実情を鑑みました結果、会場での開催ではなくオンラインにて支部定期総会を開催することに決定いたしました。

前回の理事会ではスカイプを、今回はＧｏｏｇｌｅＭｅｅｔを使用し、たくさんのオンラインツールに慣れる機会を設けながら開催をしております。リモートによる理事会はまだまだ不慣れな面もありますが、次年度以降も継続できればと考えております。

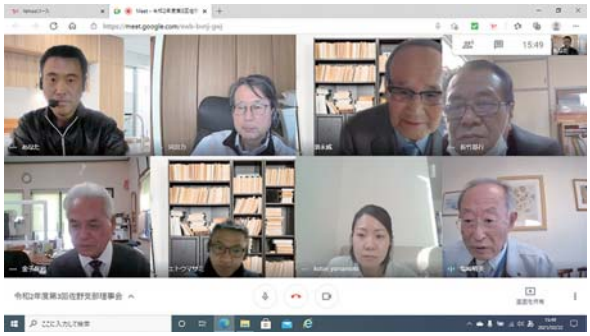

（佐野支部　中村光男）

栃木県行政書士会カレンダー（４月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	木	総務部会	13:30～	総務部
2	金	会計精査	10:00～	財務部
5	月	高齢者支援会議	13:30～	市民法務部
6	火	会計監査	10:00～	財務部
		行政書士による相談（於：葛生地区公民館）（問い合わせ：佐野市市民生活課 0283-20-3014）	13:30～16:00	佐野支部
7	水	正副会長と総務部の合同会議	13:30～	総務部
9	金	広報部会	13:00～	広報部
12	月	行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
14	水	ＴＩＡ相談会	10:00～	国際部
		外国人相談会（小山市）	10:15～	国際部
		外国人在留資格無料相談会（於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00～16:00	足利支部
		申請取次新規受付審査会	13:30～	申取管理委員会
15	木	ＴＩＡ事業者向け相談会	10:00～	国際部
		封印報告書確認	13:30～	封印管理委員会
16	金	理事会・幹事会（コンセーレ）	13:30～	
		行政書士無料相談（於：栃木市役所本庁舎２階市民相談室）	14：00～16:00	栃木支部
19	月	ＵＣＩＡ相談会	15:00～	国際部
21	水	ＫＩＦＡ相談会	10:00～	国際部
		国際業務研修会（栃木県教育会館）	13:30～	国際部
25	日	市民プラザ無料相談会（於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00～16:00	宇都宮支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
1490	R3. 2. 4	「令和２年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金」について（周知）
1498	R3. 2. 10	令和３年２月分会費納入について（お願い）
1510	R3. 2. 10	日本行政書士会連合会会則の一部変更に係る総務大臣認可について
1536	R3. 2. 10	建設キャリアアップシステムの普及促進に係る協力について（周知）
1535	R3. 2. 18	「自動車便覧（令和２年度版）」の送付について
1538	R3. 2. 18	政府広報番組における行政書士への言及について（周知）
1542	R3. 2. 18	理事会の議事結果について
1553	R3. 2. 18	建設特定技能受入計画のオンライン申請に関する説明会について
1573	R3. 2. 18	申請取次実務研修会（４月ＶＯＤ方式）の開催について
1604	R3. 2. 26	「特定行政書士業務ガイドライン[第２版]」の送付について
1637	R3. 2. 26	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和３年２月２日）に伴う工事及び業務の対応について（周知）
1639	R3. 2. 26	解体工事業許可の経過措置終了について（周知）
1642	R3. 2. 26	令和３年度申請取次関係研修会の開催予定について

２０２１年度経営事項審査年間予定表

～栃木県県土整備部より～

栃木県県土整備部より、２０２１年度経営事項審査年間予定の情報提供がありました。
なお、諸般の事情により、変更が生じる場合もありますので、ご了承ください。

R3(2021) 年度経営事項審査予定表

日＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	日＼月
1 日		土			日					休日			1 日
2 日		日					土			休日			2 日
3 日	土	憲法記念日		土			日	文化の日		休日			3 日
4 日	日	みどりの日		日		土			土				4 日
5 日		こどもの日	土			日			日		土	土	5 日
6 日			日					土			日	日	6 日
7 日					土			日					7 日
8 日		土			山の日					土			8 日
9 日		日			休日		土			日		安足	9 日
10 日	土			土			日			成人の日		宇都宮	10 日
11 日	日			日		土			土		建国記念日	真岡	11 日
12 日			土			日			日		土	土	12 日
13 日			日	宇都宮		安足	栃木	土			日	日	13 日
14 日				宇都宮	土	宇都宮	栃木	日	安足		安足		14 日
15 日	安足	土	安足	栃木	日	宇都宮		安足	真岡	土	真岡	日光・烏山	15 日
16 日		日	真岡			栃木	土	真岡	栃木	日	鹿沼	栃木	16 日
17 日	土	安足	鹿沼	土			日			安足	栃木	大田原	17 日
18 日	日	真岡		日	宇都宮	土	安足	宇都宮	土	真岡	栃木		18 日
19 日	真岡	日光	土		宇都宮	日	真岡	日光	日	宇都宮	土	土	19 日
20 日	鹿沼	栃木	日		安足	敬老の日	宇都宮	土	鹿沼	宇都宮	日	日	20 日
21 日	宇都宮		大田原	安足	土	真岡	宇都宮	日	大田原		大田原	春分の日	21 日
22 日	栃木	土	矢板	海の日	日			宇都宮	宇都宮	土			22 日
23 日		日	宇都宮	スポーツの日	真岡	秋分の日	土	勤労感謝の日	矢板	日	天皇誕生日		23 日
24 日	土	大田原	栃木	土	鹿沼		日	栃木		大田原	宇都宮		24 日
25 日	日	烏山		日	栃木	土	鹿沼	栃木	土	日光	宇都宮		25 日
26 日	大田原	宇都宮	土	真岡	栃木	日	大田原		日	栃木	土	土	26 日
27 日	矢板		日	日光		烏山	矢板	土		栃木	日	日	27 日
28 日				大田原	土	大田原		日			矢板		28 日
29 日	昭和の日	土		烏山	日	日光		大田原	休日	土	–		29 日
30 日		日			大田原		土	烏山	休日	日	–		30 日
31 日	–		–	土	矢板	–	日	–	休日	烏山	–		31 日

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準、処分業許可に係る申請書等の一部改正について～栃木県環境森林部より

標記の件について栃木県環境森林部廃棄物対策課より周知依頼がありました。
「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」の施行に伴い、所要の規定が整備されています。

【改正概要】収集運搬業審査基準. pdf
【新旧対照表】収集運搬業審査基準. pdf
【改正後】収集運搬業審査基準. pdf
【改正概要】処分業許可に係る申請書等. pdf
【新旧対照表】処分業許可に係る申請書等. pdf
【改正後】処分業許可に係る申請書等. pdf

行政書士が依頼を受けて行う建設キャリアアップシステム情報登録申請について ～日行連より～

標記の件について、(一財)建設業振興基金より日行連経由で周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 1536 号】建設キャリアアップシステムの普及促進に係る協力について. pdf
(一財)建設業振興基金からの文書. pdf
行政書士が依頼を受けて行う建設キャリアアップシステム情報登録申請について標記の件について. pdf

解体工事業許可の経過措置終了について ～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 1639 号】解体工事許可の経過措置終了について（周知）. pdf
解体工事業のみなさまへ（リーフレット）. pdf

栃木県景観条例に基づく届出に係る取扱いについて ～栃木県県土整備部より～

標記の件について、栃木県県土整備部都市計画課より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

栃木県景観条例に基づく届出に係る取扱いについて. pdf
栃木県景観条例・景観法に基づく届出の窓口一覧. pdf

令和３年度佐野市農業委員会総会等の日程について ～佐野市農業委員会より～

標記の件について、佐野市農業委員会より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

令和３年度佐野市農業委員会総会等の日程について. pdf

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今月は、芳賀支部は市貝町の山口会員の事務所へおじゃましました。

氏　名：山口　幸佑（やまぐち　こうゆう）
事務所：行政書士山口幸佑事務所
　　芳賀郡市貝町大字市塙１６８８番地
入会日：平成２９年６月１日

事務所に向かうと、明らかにお寺・・・。
そしてお出迎えくださったのも明らかにお坊さん・・・。
場所を間違えたかと思いましたが、胸に光るバッジで行政書士だとわかりました。
一安心のあとインタビューへ。

Ｑ　お坊さんの山口さんが行政書士になったきっかけは？
Ａ　最初は、行政書士という資格のことを全く知りませんでした。
従兄弟が宇都宮市で弁護士事務所を開くことになり、手伝いに来ないかと言われ、当時は副住職でお寺は忙しくなかったこともあり、事務で１０年手伝いました。
そこで行政書士を取ってみたらどうだと言われ、行政書士試験を受けて合格しました。
当初は手伝っていた弁護士事務所が宇都宮で、その敷地で行政書士事務所を開業したため、宇都宮支部の会員として開業しました。
その後、お寺の仕事が忙しくなったので、時間を確保するために、お寺に戻る形で、行政書士事務所を市貝町に移転しました。
弁護士事務所で遺言や相続手続きの経験を積むことができ、今の仕事に大きく活かせていると思います。お寺に来た人の相談に乗ることもでき、喜ばれています。

Ｑ　経験を積んでから開業できたのはよかったですね。では、仕事の上で心掛けていることは？
Ａ　人が亡くなるという事は、決して喜ばしいことではありません。相続など、手続きというものは事務的になりがちですが、きちんと依頼者の話を聞いて、気持ちを汲むように心がけています。

Ｑ　ここでうっかり私の父が亡くなった時のことをお話しして、小一時間寄り添われてしまったのはさておき、お坊さんなのに結婚されてるんですね。
Ａ　女人禁制とか言われたりしますが、昔からそうでもなかったことは最近の研究で明らかにされています。
お酒も地元の「惣誉」をよくいただきます。
お寺の勉強会もＺｏｏｍが取り入れられていたり、ＳＤＧｓや精神科医の先生を招いて薬物依存の勉強など幅広く、昔のお坊さんも勉強熱心だったとは思いますが、時代とともにお寺も変化していますよ。

Ｑ　お寺に行政書士に勉強会だと、なかなか休む時間が取れなさそうですね。
Ａ　土日は法事、平日は行政書士と、忙しい毎日で、本来であれば妻と外食に出かけるのが楽しみでしたが、このコロナ禍でその機会も少なくなってしまいました。落ち着いたらまた妻と外食を楽しみたいと思います。

真言宗智山派東円寺のご住職でもあり、職業柄か、もともとのお人柄か、穏やかな口調と優しいまなざしが素敵な山口会員でした。

取材へのご協力、ありがとうございました。

（支局長　柳　知明）

支局かわら版

Duck Race in Tochigi City!

栃木支部

栃木市の中心部を流れる巴波川。その周辺は江戸時代に日光例幣使街道の宿場町として栄え、江戸からの送り物の荷下ろし場として、川沿いは蔵造りの家屋が立ち並び、有数の観光地となっております。

その巴波川で先日、「第３回ＴＯＣＨＩＧＩ Ｄｕｃｋ　Ｒａｃｅ」が開催されました！！

ダックレースとは、イギリス発祥のプースティックという遊びを元にアレンジされ、アヒルのおもちゃを川に流し、ゆっくりと泳ぐアヒルを眺めながら順位をきめるレースです。

主催者のＴｏｃｈｉｇｉ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｇｒｏｕｐ代表のＮＩＣＫ　ＨＡＲＲＩＳＯＮさんは、栃木市に１５年近く住んでいる外国人として地域に貢献できるイベントを作りたい！という思いで企画しました。外国人と市民の交流の場をつくり、ダックレースを通して世界に栃木市の良さ・美しさを発信すると同時に、地元企業の支援をしたいと仰っておりました。

とても素晴らしい理念と目的ですね！

本レースは、住民参加型で、チケットと参加記念バッチ１組２００円で販売されております。チケットと、アヒル一つ一つ（一羽一羽？）には番号が書かれており、当日のレースで１位から１０位のアヒルの番号のチケットを買った人へは、記念ダックと副賞がもらえる仕組みです。

３回目となるＴＯＣＨＩＧＩ　Ｄｕｃｋ　Ｒａｃｅは、新型コロナウイルス感染症の関係で、参加・市長は完全オンラインで行われました。オンラインでも楽しく参加ができるということがとても「今」っぽく、イベント事業の先端をいく設営

で素敵でした。

レースは栃木市長杯、ワールドチャンピオンシップ、企業対抗キャラダック戦の、合計３回行われました。３０００個（３０００羽？）ものアヒルが巴波川に放たれ、風情ある景色を背景に、１．３kmをゆっくりと優雅に泳ぐ姿が、何とも言えない愛くるしさでした。

また夜には、イルミネーションダックが放たれ、とてもきれいな夜を演出しておりました。

とはいえ、国際交流はリアルで会うに限ります。人が集まり、街が賑わうイベントをできる日がまた来ることを願うばかりです。

（栃木支局長　小島和之）

研修詳細

国際業務研修会

国際部　主催

○開催日時　令和３年４月２１日（水）１３：３０～
○開催場所　栃木県教育会館３階大会議室（宇都宮市駒生１－１－６）
○研修内容　実際の相談事例を元に入管実務の基礎を学ぶことができます。
○対 象 者　会　　員（申請取次者でなくても受講できます。補助者は不可）
○受 講 料　無　　料
○締　　切　４月１６日（金）
○定　　員　相談事例発表者と相談会オブザーバーを含め３０名
＊研修会会場に定員があるため、相談事例発表者と相談会オブザーバーも必ず申し込みをしてください。

※「出入国管理法令集」、「出入国管理実務六法」など、入管法・国籍法が登載されている法令集を必ずご持参ください。

募　集

研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研　修　名		受講料	申込〆切	申込		テキスト申込	昼食¥500程度
				会員	補助者		
4/21	国際業務研修会	無　料	4/16		／	―	―

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

※　補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。
※　補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に○を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に○を記入してください。
※　研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいますようお願いいたします。

経審の分析申請なら、ネットコア

経営状況分析結果通知書 を PDF で
受け取ることができるようになりました！

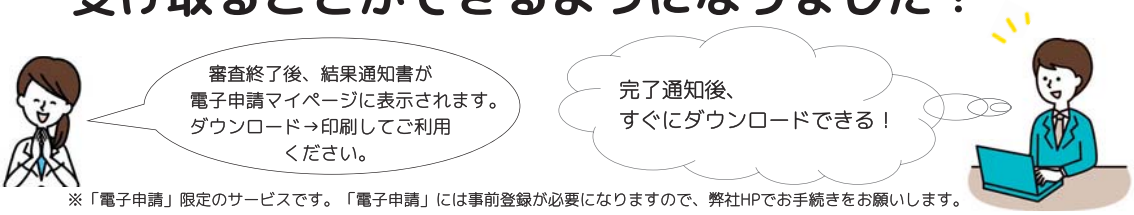

※「電子申請」限定のサービスです。「電子申請」には事前登録が必要になりますので、弊社HPでお手続きをお願いします。

Net-Core
国土交通省登録経営状況分析機関（登録第8号）
Tel:028-649-0111　Fax:028-649-0303
〒320-0857　宇都宮市鶴田2-5-24　クレインズ21　1F-A
詳しくは「（株）ネットコア」で検索！
（株）ネットコア　検索

令和３年『コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会』開催のお知らせ

主催　（一社）コスモス成年後見サポートセンター　栃木県支部

コスモス入会前研修会を下記日程にて全５回に分け実施致します。研修で使用するＤＶＤ・テキストはコスモス本部にて作成した全国統一の内容です。当支部（愛称：コスモスとちぎ）は、全国団体の（一社）コスモス成年後見サポートセンターの栃木県における活動拠点として、県内各地で公開講座・無料相談会を実施しています。全講座を受講修了し考査試験（効果測定）に合格すると、合格時より２年間以内であればコスモスへの入会が可能です。既に入会前研修を受講し修了考査に合格された方も２年間を経過してしまった方は、再受講が入会に当たり必要となります。受講の際は新型肺炎感染防止にご協力ください。

第１回	**6月　5日（土）**	成年後見業務と倫理	７６分	９時３０分
	＜午前の部＞	相談を受ける心構え（講義）	３８分	～１２時１７分
		成年後見制度概論	５３分	
	＜午後の部＞	法定後見の基礎	５０分	１３時１７分
		任意後見の基礎	６２分	**～１７時０９分**
		研修初期説明：法定後見（担当のコスモスとちぎ会員が説明）	**６０分**	
		研修初期説明：任意後見（担当のコスモスとちぎ会員が設明）	**６０分**	
第２回	**6月１９日（土）**	受任から終了まで①（地域での活動と地域からの相談）	５３分	９時３０分
	＜午前の部＞	受任から終了まで②（法定か任意か、公証人との連携）	５７分	～１２時４０分
		受任から終了まで③（申立～選任後にまず行う事）	３６分	
		受任から終了まで④（身上監護（保護）の実務）	４４分	
	＜午後の部＞	受任から終了まで⑤（財産管理の実務）	５８分	１３時４０分
		受任から終了まで⑥（相談機関、法令等）	４８分	**～１６時４１分**
		受任から終了まで⑦（事務報告）	２５分	
		受任から終了まで⑧（変則的な類型による後見事務）	５０分	
第３回	**7月　3日（土）**	受任から終了まで⑨（生活保護のケース）	６８分	９時３０分
	＜午前の部＞	受任から終了まで⑩（任意後見の事例）	６８分	～１２時１６分
		受任から終了まで⑪（終了事務と死後事務委任）	３０分	
	＜午後の部＞	受任から終了まで⑫（成年後見人としての経験談）	７９分	１３時１６分
		補足説明：受任から終了まで（担当のコスモスとちぎ会員が説明）	**６０分**	**～１７時０４分**
		相談を受ける心構え（相談票・相談シート）	２２分	
		相談を受ける心構え（実習）	６７分	
第４回	**7月17日（土）**	認知症という病気を理解し認知症の方を支える方法を学ぶ	１７０分	９時３０分
	＜午前の部＞			～１２時２０分
	＜午後の部＞	知的障害に関する基礎知識	９０分	１３時２０分
		精神障害の基礎知識～統合失調症について～	６３分	**～１７時０５分**
		知的障害を有する方の成年後見　行政書士に求められているもの（ 前半）	７２分	
第５回	**7月３１日（土）**	知的障害を有する方の成年後見　行政書士に求められているもの（ 後半）	６５分	９時３０分
	＜午前の部＞	業務報告の必要性と報告書の作成	６５分	～１２時４０分
		研修総括説明：業務管理等（担当のコスモスとちぎ会員が説明）	**６０分**	
	＜午後の部＞	☆　成年後見利用促進法基本計画について**＜特別研修＞**	９２分	１３時４０分
		基本計画に係る支部の現状に関する説明（担当のコスモスとちぎ会員が説明）	**６０分**	**～１７時１２分**
		効果測定（テスト）	６０分	

※第１回（6/5：土）のみ開校式と説明を９：20～9：30に実施しますので、**9：20までに集合**してください。また、昼食は各自ご用意下さい。※当支部の入会前研修会（総講義時間３０時間以上）の進行の概要につき説明します。

○会　場　栃木県行政書士会館　２階会議室（昼食は各自ご用意のうえ車内等にて済ませて頂きますよう）

○講　師　コスモス成年後見サポートセンター会員（ＤＶＤとテキストに基づく）

○受講料　１７，５００円（研修代＋テキスト本体代＋補助テキスト代＋効果測定試験代＋テキスト用リングファイル代）

○受講料は第１回の研修日に徴収となります。テキストについてもその日に配布となります。

※必ず各自、六法全書をご持参下さい。民法・行政書士法を参照の上ご受講下さい。

申込：　下記申込書に必要事項を記載のうえ、コスモスとちぎ担当者までＦＡＸにてお申し込み下さい。

お申し込みはテキスト準備の都合上**５月２０日まで**にお願い致します。締切日以降の受付はでき兼ねますのでご容赦ください。また、研修内容・業務内容への担当者へのお問合せはご遠慮ください。受講期間中途での研修申込はできません。

申込締切日＝令和３年５月２０日（木）　　FAX送信先＝０２８－６７３－１２５３　川口　貴史

『コスモス入会前研修会（Ｒ３．６．５～７．３１）』参加申込書　　令和　　年　　月　　日

支部名　　支部　　事務所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事務所所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先　　TEL　　FAX

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（令和３年２月28日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	宇都宮 根岸　亮	R3.2.1	321-0934	根岸亮行政書士事務所 宇都宮市簗瀬1-8-5	028-636-6563	
	小　山 田中　孝児	R3.2.1	323-0806	行政書士田中孝児事務所 小山市中久喜1152-32	090-6528-6438	

【退　会】松長　健会員のご冥福をお祈りいたします。

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
足利	松長　健	R3.1.19	死亡				

【行政書士法人の変更】

名称	変更事項	変更内容
とちぎ行政書士法人 宇都宮オフィス	従たる事務所名称 従たる事務所所在地 従たる事務所電話番号	（とちぎ行政書士法人中央事務所から変更） 宇都宮市小幡2-2-11 028-678-3898

【変　更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
宇都宮	鈴木　直弥	事務所名 所在地／電話番号	とちぎ行政書士法人　宇都宮オフィス 宇都宮市小幡2-2-11／028-678-3898
栃木	小島　和之	事務所名 所在地／電話番号	とちぎ行政書士法人　本店 栃木市平柳1-11-11／0282-25-5218
宇都宮	熊田　慎一	属性 事務所名 所在地 電話番号	行政書士法人の使用人 行政書士法人ＮＣＰ　宇都宮事務所 宇都宮市東宿郷3-2-18 高千穂ビル７階－Ａ 028-651-1221

編集後記

２月７日の栃木県の“緊急事態宣言解除”以外にも２月は、注目すべきニュースがありました。“相続登記の義務化を答申、法制審”、“１８歳１９歳は「特定少年」”、“代理権ない親族も引き出し可能に”、“入管法改正案を閣議決定　難民申請中の送還停止２回まで”等です。新型コロナウィルスによる影響で情報を取ることが難しくなっています。情報取得を欠くことなく、発信続けられるよう願ってやみません。　（広報部　室賀芳明）

行政書士とちぎ　３月号 No.531

発行人　栃木県行政書士会　会長　横山眞
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番22号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://gt9.or.jp/
編　集　広報部
定　価　250円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2021.3　令和3年3月15日発行　第531号
栃木県行政書士会　〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

行政書士制度は70周年を迎えます

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：総務省　栃木県

70th ANNIVERSARY

令和2年度　行政書士制度広報月間10月1日～10月31日

マスコットキャラクター アドちゃん

行政書士相談センター

電話無料相談（月～金　9:00～17:00　年末年始・祝祭日除く）

028-638-0919（まるくいく）